

# 明日 への 話題

## 証券決済制度 の進化と課題



証券保管振替機構  
代表執行役社長

かとう はるひこ  
加藤 治彦

国際的に大きく立ち遅れていた我が国の証券決済制度に対してメスが入られ、当局をはじめ関係者の間で改革の動きが本格的になったのは、20世紀の末1999年のことである。

それから10年の歳月をかけ、順次各種有価証券の電子化がすすめられ、2009年の株券電子化の実施によって、すべての有価証券の電子化が実現し、これにより我が国の証券決済制度は飛躍的に進化したのである。

この進化は、法制の整備から始まり、照合・清算・決済の機能の担い手の整備、また、約定成立から決済に至る業務プロセスの抜本的見直しなど多岐にわたっており、多くの関係者の一丸となった努力により実現したものである。この機会に証券決済業務に携わる者の一人として、本件に係わりご尽力された関係者の方々に改めて敬意を表したい。特に有価証券は権利が券面に化体されているものとの認識があるため、一般投資家になじみの深い株券を中心に電子化による完全ペーパーレスについては、抵抗もあったところである。現に外国においても完全ペーパーレスの国は多くない。しかし我が国は当初の方針を貫き、法制段階で完全ペーパーレス化が図られた。これによる合理化効果は極めて大きい。

こうした一連の証券決済制度改革によって、照合から清算、決済までのSTP化、DVP化が実現し、証券決済制度においても、世界有数の水準に到達したのである。

もちろん改革はその後も着実に進められている。国債の決済についてはT+2がすでに実現し、さらにT+1実現のための具体的スケジュールが定められ、作業が行われている。また、株式についてもT+2実現に向けて実務的な検討が進んでいる。

さらに将来の検討課題としては、「フィンテック」の活用がある。特に最近注目を集めている「ブロックチェーン」の技術は、これまでの決済制度を抜本的に改変する可能性がある指摘されており、すでに様々な形で関係者による検討や実証実験が行われているところである。

いずれにせよ、証券決済制度改革に終わりはない。決済の安全性をさらに高め、利便性をより向上させるために、引き続き関係者が一致協力して改革に取り組む必要があると考えている。